

### 申請期限は2月29日です 子育て世帯生活支援特別給付金

申請期限は2月29日(必着)ですので、該当する方は期限までに申請してください。詳細は区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。ひとり親世帯 その他の世帯  
【問合せ】▶子育て支援課児童手当・医療助成係 ☎5608-6160 ▶こども家庭庁コールセンター ☎0120-400-903

### ご活用ください 分譲マンションの適正管理

■マンションの管理計画認定制度  
マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、管理が良好なマンションとして認定します。認定マンションは、住宅金融支援機構の「フラット35」や「共用部分リフォームローン」の金利引下げ等が受けられます。

【対象】区内分譲マンションの管理組合【費用】無料 \*システム利用料等は自己負担  
■マンション管理ドクター派遣制度

マンションの適切な維持管理や改修・建替えを支援するために、マンション管理士を派遣します。「管理費・修繕積立金を見直したい」「計画修繕の進め方が分からない」等のマンション管理に関してお困りの方や、管理計画の認定取得をめざす方等は、ぜひ、ご利用ください。

【対象】区内分譲マンションの管理組合 \*管理組合がない場合は区分所有者3人以上の同意でも可 \*ほかにも要件あり【費用】無料

【問合せ】住宅課計画担当 ☎5608-6215 \*詳細は区ホームページを参照

### 加入団体へ申請を 家内労働者労災保険特別加入促進補助金

区では、特定の作業に従事する家内労働者に対し、労災保険への特別加入に必要な保険料の一部を補助しています。

必要書類は、対象となる家内労働者の特別加入団体に送付していますので、2月19日までに直接団体へ申請してください。

【対象】区内在住の家内労働者で、労災保険に特別加入している方【補助率】保険料の1/10【問合せ】経営支援課経営支援担当 ☎5608-6185

### ご注意ください にせ税理士・にせ税理士法人

税理士資格のない者が税務相談や税務書類の作成、税務代理をすることは、法律で禁じられています。さらに、専門的知識が欠けている等の理由から、納税者が不測の損害を被るおそれもあります。税理士は税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。

税理士の制度および業務の詳細は、東京税理士会のホームページをご覧ください。

【問合せ】▶東京税理士会本所支部 ☎3626-1148 ▶東京税理士会向島支部 ☎3614-8528 ▶税務課税務係 ☎5608-6140

### 2月9日に行います 全国一斉情報伝達試験

国が人工衛星を通じて国民に緊急情報を伝達する「全国瞬時警報システム(Jアラート)」による全国一斉情報伝達試験を実施します。区内各所の防災行政無線(屋外スピーカー等)から試験放送が3回流れるとともに、すみだ安全・安心メール、区危機管理ツイッター、区フェイスブック等により文字情報を配信する予定です。

なお、放送終了後2時間以内であれば、放送内容を電話応答サービス ☎5608-6274でも確認できます。

【とき】2月9日(金)午前11時 \*全国の災害等の発生状況により中止する場合あり【問合せ】安全支援課安全支援・空き家対策係 ☎5608-6199

### 交通事故などで保険証を使うときに 第三者行為による傷病届

交通事故など第三者から受けただけの医療費は、原則として、加害者(相手方)が過失割合に応じて負担します。ただし、区に連絡・届出をすることで、保険証を利用して診療が受けられます。この場合、病院窓口での自己負担分を除いた医療費を保険者(墨田区等)が一時的に立て替え、後日、加害者に請求します。そのため、交通事故等(自損事故を含む)に遭ったら、必ず届け出てください。必要な書類(「第三者行為による傷病届」等)は、事故の状況等を聞いたうえでご案内します。また、交通事故の場合、事故証明書が必要ですので、必ず警察にも届け出てください。

【対象】墨田区の国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方【届出先・問合せ】▶国民健康保険=国保年金課こくほ給付係(区役所2階) ☎5608-6124 ▶後期高齢者医療=国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)資格・給付担当(区役所2階) ☎5608-6192

### 取扱業者を募集します 生ごみ処理機・生ごみ処理容器

区では、家庭から出る生ごみのリサイクルと減量を目的に、生ごみ処理機・生ごみ処理容器(コンポスト化容器等)をあっせんしています。この生ごみ処理機等を低価格で提供する事業者を募集します。詳細は、お問い合わせください。

【申込み】2月13日までに、すみだ清掃事務所分室(東向島5-9-11) ☎3613-2229へ

区政情報番組  
ウィークリー すみだ  
2月の番組表

毎日、午前9時、正午、午後4時・8時から地上デジタル11チャンネルで放送しています(各15分間)。なお、放送終了後は区ホームページをご覧ください。  
【問合せ】広報広聴担当 ☎5608-6220

キャスト 大山美佳さん

知=すみだのそこの知りたい 特=特集 レ=レッツスポーツinすみだ

放映日	午前9時	正午	午後4時	午後8時
2月4日(日)~10日(土)	知 すみだ郷土文化資料館(学芸員のお仕事)			
2月11日(祝)~17日(土)	特 祝!文化財となった墨田の小学校"言問小学校校舎および講堂 国登録有形文化財に"(再放送)	知 すみだ郷土文化資料館(学芸員のお仕事)	特 祝!文化財となった墨田の小学校"言問小学校校舎および講堂 国登録有形文化財に"(再放送)	知 すみだ郷土文化資料館(学芸員のお仕事)
2月18日(日)~24日(土)	レ ニューススポーツ			
2月25日(日)~3月2日(土)	レ ニューススポーツ	特 祝!文化財となった墨田の小学校"言問小学校校舎および講堂 国登録有形文化財に"(再放送)	レ ニューススポーツ	特 祝!文化財となった墨田の小学校"言問小学校校舎および講堂 国登録有形文化財に"(再放送)

\*内容が一部変更になる場合あり  
\*ケーブルテレビへの加入・問合せは、株式会社J:COM東京すみだ・台東 ☎0120-999-000へ

### ご加入ください 令和6年度区民交通傷害保険

区民交通傷害保険は、区が窓口となり、車両による交通事故だけがをしたときに、入院・通院の治療日数と治療期間に応じて保険金が支払われる制度です。自転車に乗る方は「自転車賠償責任」付きのコースをご検討ください。なお、本紙に記載している内容は概要ですので、詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

【保険料(年間)・補償内容等】表1のとおり【保険期間】4月1日午前0時~7年3月31日午後12時【対象】区内在住在勤の方【受け付け場所等】表2のとおり【引受保険会社】損害保険ジャパン株式会社東京公務開発部営業開発課(新宿区西新宿1-26-1) ☎3349-9666 \*受け付けは月曜日~金曜日の午前9時~午後5時【問合せ】地域活動推進課地域活動推進担当 ☎5608-6196

(募集文書承認番号SJ23-13014・2024年1月12日承認)

### ■各コースの保険料(年間)・補償内容等(表1)

コース	一時払保険料	補償内容と最高保険金額
XJ	1500円	区民交通傷害Xコース(35万円)+自転車賠償責任(1億円)
AJ	2200円	区民交通傷害Aコース(150万円)+自転車賠償責任(1億円)
BJ	3000円	区民交通傷害Bコース(350万円)+自転車賠償責任(1億円)
CJ	4300円	区民交通傷害Cコース(600万円)+自転車賠償責任(1億円)
A	1200円	区民交通傷害Aコース(150万円)
B	2000円	区民交通傷害Bコース(350万円)
C	3300円	区民交通傷害Cコース(600万円)

- ① 保険料が改定されました。
- ② 犯罪被害やひき逃げによる事故で被った逸失利益・精神的損害等の損害額を、保険金額を限度に補償する「被害事故補償(600万円)」が全コースに付きます。
- ③ 加入は1人1コースのみで、保険料は掛け捨てです。

### ■申込書の配布・受け付け場所、申込期限(表2)

区分	申込書の配布・受け付け場所	申込期限
団体	地域活動推進課(区役所14階) *予約制(事前に電話で問合せ先へ)	3月8日(金)
個人	郵便局・金融機関、地域活動推進課(区役所14階)、各出張所	3月29日(金)

- ④ 区外の金融機関で手続する場合は、「墨田区」個人加入申込書をお持ちください。
- ⑤ 申込期限以降の中途加入はできません。

### ご意見をお聞かせください 都市計画案の縦覧・説明会

区では、「隅田川沿川地区(蔵前橋～駒形橋周辺)まちづくり方針」に基づく「まちの将来像」の実現に向け、蔵前橋周辺の地区において、地区計画の策定や都市開発諸制度の活用等を検討しています。この都市計画案を縦覧できるほか、意見書が提出できます。

#### ■都市計画案の縦覧・意見書の提出

**[縦覧期間]**2月8日(木)～22日(木) \*土・日曜日、祝日を除く **[縦覧場所]**都市計画課(区役所9階) **[意見書提出の対象者]**▶区内在住の方 ▶都市計画案に利害関係のある方 **[意見書の提出方法]**ご意見(A4用紙1枚程度で書式自由)と、住所・氏名(団体名)・電話番号を、直接または郵送、ファクス、Eメールで2月22日(必着)までに問合せ先へ

#### ■都市計画案の説明会

**[とき]**▶2月9日(金)午後7時～8時半 ▶2月10日(土)午後1時～2時半 \*いずれも同一内容 **[ところ]**外手小学校(本所2-1-16) **[申込み]**当日直接会場へ \*説明会資料は区ホームページでも後日閲覧可

**[問合せ]**〒130-8640都市計画課都市計画・開発調整担当(区役所9階) ☎5608-6266・FAX5608-6409・✉toshikeikaku@city.sumida.lg.jp

### 視覚に障害のある方へ 墨田区のお知らせ「すみだ」 (区報)点字版・録音版

区では、ボランティア団体のご協力により、視覚に障害のある方を対象に、区報の点字版と録音版(カセットテープ版、デジター版)を発行しています。いずれも、発行日(毎月1・11・21日)に自宅へ郵送しています。点字版・録音版を希望する方は、お問い合わせください。

**[費用]**無料 **[問合せ]**▶点字版=広報広聴担当(区役所6階) ☎5608-6223 ▶録音版=すみだ福祉保健センター(向島3-36-7) ☎5608-3711

### 資源の有効活用にご協力を 古着・水銀式体温計等の回収とフードドライブ

家庭で不用になった古着や水銀式体温計・血压計等を回収します。同時に、余っている食品を回収するフードドライブを実施します。

詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

**[とき/ところ]**▶2月3日(土)/みどりコミュニティセンター(緑3-7-3) ▶2月17日(土)/東あずま公園(立花2-32-12) \*時間はいずれも午前9時～午後2時 \*水銀製品の回収は2月3日のみ **[回収品目]**洗濯済みの古着、靴、ぬいぐるみ、金属製調理器具、賞味期限まで1か月以上の食品、ペットボトルキャップ、使用済歯ブラシ、廃食油、水銀式体温計・温度計・血压計 \*汚れや破損、材質など、品物の状態によっては回収できない場合あり **[対象]**区内在住の方 \*事業者を除く **[費用]**無料 **[持込方法]**廃食油はペットボトルに入れ、水銀製品はケースに入れるか新聞紙等に包み、そのほかは回収品目別に半透明の袋に入れて当日直接会場へ \*車での来場は不可 **[問合せ]**すみだ清掃事務所分室 ☎3613-2228

### 区公式LINE 友だち募集中!

- 友だち登録すると…
- ▶知りたい情報にすぐアクセスできる
  - ▶欲しい情報や緊急・重要な情報が直接届く
  - ▶オンライン申請や公共施設の利用予約ができる
  - ▶受信設定で受け取りたい情報を自分で選べる

便利な機能が  
いっぱい!



#### 友だち登録の方法

- ▶下記コードを読み取る
- ▶LINEアプリ内の「友だち追加」で「@sumida\_city」をID検索
- ▶区ホームページ「墨田区公式LINEを始めました!」のページから登録

登録してね!



**[問合せ]**広報広聴担当 ☎5608-6220



### 人権コラム ⑧

## 様々な病気への理解を深め、差別や偏見をなくしましょう

新型コロナウイルス感染症が流行し始めた頃は、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識がないために、感染者や医療従事者、その家族等への誹謗中傷が問題となりました。さらに、感染症に関する誤った情報によって、不安があらわれる事態が発生し、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼしました。

病気に関する不確かな情報や誤解から生まれた差別の1つに、ハンセン病があります。ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、感染力は弱く、現在の医療では治療できる病気です。しかし、かつては治らない病として考えら

れ、法律によって患者は療養所に強制的に隔離され、本人とその家族は差別と偏見に苦しみました。今では法律等により患者等の名誉は回復されていますが、差別が完全になくなったとは言えません。

様々な病気に対する差別や偏見をなくすためには、周囲の人が正しい知識を持ち、理解を深めることで、患者やその家族の人権に配慮することが大切です。

**[問合せ]**人権同和・男女共同参画課人権同和担当 ☎5608-6322

**毎月1日は  
墨田区防災の日**

2月1日の点検項目  
必需品  
身近なところに  
用意して

**毎月5日は  
すみだ環境の日**

2月のエコしぐさ  
地産地消  
輸送エネルギー  
抑えるよ

墨田区環境キャラクター「地球くん」

ビジネスに役立つ情報が満載!  
**すみだ産業情報ナビ**

いまずぐ検索!  
すみだ産業情報ナビ

様々な方法で!  
**区報(本紙)が  
ご覧になれます!**

毎月1日・11日・21日に発行!

**問合せ**  
広報広聴担当 ☎5608-6223

**■区ホームページ**

区ホームページ内に掲載された区報を、スマートフォン向けにデザインしたページでもご覧になれます。

**[利用方法]**区ホームページ内の「すみだ区報」をタップ(クリック)

**■無料アプリ「マチイロ」**

区報を、スマートフォン用の無料アプリ「マチイロ」で閲覧できます。このアプリをダウンロードして登録すると、発行日に通知があり、いつでもどこでも区報を閲覧できます。

**[利用方法]**「マチイロ」のホームページからアプリをダウンロード **[費用]**無料

**■戸別配付(新聞を購読していない方のみ)**

区報を発行日に無料でお届けします。

**[対象]**区内在住で新聞を購読していない方 **[費用]**無料 **[配付開始号]**▶1日(必着)までの申込み=当月の11日号 ▶11日(必着)までの申込み=当月の21日号 ▶21日(必着)までの申込み=翌月の1日号 **[申込み]**随時、戸別配付申込書を直接または郵送、ファクス、Eメールで〒130-8640広報広聴担当(区役所6階) ☎5608-6223・FAX5608-6406・✉oshirase@city.sumida.lg.jpへ \*申込書は申込先のほか、各出張所・図書館等の区施設で配布 \*区ホームページからも申込可 **[注意事項]**▶1住戸につき、原則1部配付 ▶郵便ポスト等の確認のため、配達員が現地調査を実施する場合あり

☎=電話 FAX=ファクス ✉=Eメール 🌐=ホームページアドレス